

福井県警察の電話交換業務員の設置及び運用に関する訓令

平成 23 年 3 月 28 日
福井県警察本部訓令第 12 号

改正

平成26年3月24日本部訓令第20号

福井県警察の電話交換業務員の設置及び運用に関する訓令を次のように定める。

福井県警察の電話交換業務員の設置及び運用に関する訓令

(目的)

第 1 条 この訓令は、福井県警察の電話交換業務員の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 本部長が必要と認める所属に電話交換業務員を置く。

(任命)

第 3 条 電話交換業務員は、次に掲げる要件を備える者のうちから本部長が任命する。

- (1) 人格及び行動について社会的信望を有すること。
- (2) 警察電話交換等に関する実務経験があり、必要な知識を有する者又はその能力がこれに準ずると認められるもの。
- (3) 健康で活動力があること。

2 電話交換業務員の任用期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第 4 条 電話交換業務員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 警察電話の交換業務に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、所属長の特命事項に関すること。

(身分)

第 5 条 電話交換業務員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤の嘱託とする。

(勤務時間)

第 6 条 電話交換業務員の勤務時間は、休憩時間を除き 1 週間において 29 時間とする。

2 公務の運営上の事情により勤務させる必要があるときには、前項の勤務時間を超えて勤務させることができる。この場合において、1 月間（暦月をいう。）を平均して 1 週間当たりの労働時間が前項の勤務時間を超えないものとする。

(報酬)

第 7 条 電話交換業務員の報酬は、福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例（昭和 29 年福井県条例第 3 号）第 6 条の規定に基づき予算の定める範囲において支給し、その額は別に定めるものとする。

(補償)

第8条 電話交換業務員の公務災害時には、福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年福井県条例第33号）の適用を受ける。

（費用弁償）

第9条 電話交換業務員が職務を行うために旅行した場合は、福井県一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和25年福井県条例第46号）の例により旅費を支給し、支給基準は行政職1級相当職とする。

（休暇）

第10条 電話交換業務員の年次有給休暇は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条に定める基準に準ずるものとする。

（規定及び上司の職務上の命令に従う義務）

第11条 電話交換業務員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、規則及び規定に従い、かつ、上司の職務命令上の命令に忠実に従わなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第12条 電話交換業務員は、その職の信用を傷つけ、又は警察職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第13条 電話交換業務員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人等となり、職務上の秘密に属する事項を公表する場合には、本部長の許可を受けなければならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

3 前項の許可は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、拒むことができない。

（職務に専念する義務）

第14条 電話交換業務員は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、その職務にのみ従事しなければならない。

（免職）

第15条 本部長は、電話交換業務員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反して、その職を免ずることができる。

(1) 第11条から第14条までの規定のいずれかに違反する場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに耐えない場合

(3) 本部長の判断により電話交換業務員を置く必要がなくなった場合

(4) 前3号に規定する場合のほか、電話交換業務員の職に必要な適格性を欠く場合、又はふさわしくない非行があった場合

（その他）

第16条 この訓令に定めるもののほか、電話交換業務員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日福井県警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。